

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 100 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「子どもの成長応援給付金は世帯主あてに給付されると思うが、いろんな問題を踏まえ、本人に直接支給する自治体もある。どこまでも横手市は世帯主に給付する形を取るのか」との質疑に対し、当局より、「世帯主、親権者でなくても、手続きをしたうえで養育者に給付できる形とし、きめ細やかに対応していきたい」との答弁がありました。

討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「さまざまな厳しい状況にある中、子育て家庭を対象に国の交付金を使ってこのような事業を行うことは有益である。また、先の常任委員会協議会の際に委員から提言申し上げたことも十分に盛り込まれていることを評価し、本案に賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度横手市一般会計補正予算（第7号））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出11款、災害復旧費では、「一般財源を用いての災害復旧事業だが、国の補助事業としなかったのは、早急に対応する必要があること以外に理由があるのか」との質疑に対し、当局より、「道路橋りょう災害復旧事業については、道路ののり面の中に民地があり、県から、国費で民地に手をかける場合は買収する必要があるとの指導を受けた。買収に向けて手続きを進めていたが、相続登記がなされておらず今年度中に完了できる状況ではないため一般財源での対応とした。また、河川災害復旧事業については、河川の水位上昇が災害基準に満たなかったため一般財源で対応することとした」との答弁がありました。

また、「わざわざ専決処分した予算だが、工事が始まっていない状況である。スピード感がないと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「河川災害復旧事業については10月上旬に設計がまとまり、河川管理者である県と協議を行ったが、設計の見直し等の再協議に時間がかかっており、想定よりも遅れてしまったものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号、令和5年度横手市一般会計補正予算（第8号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出7款、商工費では、「今回減額する2億円の活用について、商工観光部の中では協議を行ったのか。また、産業への支援という点から農林部との協議は行ったのか」との質疑に対し、当局より、「まずは商工観光部内でほかに活用できないかを思案した。その後、農林部も含めて庁内全体でほかに活用できないかを協議・調整し、子どもの成長応援給付金という形で提案したものである」との答弁がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、小野正伸委員より、賛成の立場で、「私たちには予算の提出権はないが、この度の2億円の減額についてはあまりにも唐突だったと思う。国の地方創生臨時交付金は年度内に使い切ることが原則であると思うが、エネルギー価格高騰対策支援事業の制度設計が曖昧だったことは否めない。産業にもいろいろあり、我々委員会としてのキャッチボールをもう少しやって、有効に活用できる方法を模索するべきだったと思う。決して子育て支援を否定するものではないが、これから予算を有効に活用し、市全体が盛り上がっていけるような使い方をしていただきたい」との討論がありました。

また、加藤勝義委員より、賛成の立場で、「この事業の執行状況は、当初4,795事業所のうち7割の3,356事業所を想定し、2億6,000万円で計画したが、執行が672事業者、執行額4,682万円、事業者数は想定約20%、執行額は約18%にとどまったことは大いに反省すべきことと思っている。地方創生臨時交付金事業計画は、国からの交付金ということで安易に計画することなく、事業予想、成果などを慎重に計画することを今後求めるものだ。また、この減額した事業費は子どもの成長応援給付金事業として実施していくものとしているようで、どちらもエネルギー価格高騰対策支援としての目的であるが、エネルギー・物価高騰による影響は全ての産業、そして全ての市民生活において起きている。今までにそれぞれ様々な支援がなされており、また今後も必要となるものとする。さらにこの執行ができなかった臨時交付金について、我々産業建設常任委員会にはほとんど説明がなかった。横手市全体の産業を考える上で話し合いが必要だったと思っており、大いに反省していただきたい。先ほどの説明のように、本支援事業は、事業所への光熱費の増額した分の支援ということだったが、今後執行できないことが明らかになったことから、このエネルギー価格高騰対策支援事業の減額修正に賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度横手市一般会計補正予算（第7号））については、質疑、討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号、令和5年度横手市一般会計補正予算（第8号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第2表、継続費補正では、「市民会館については不落となり、設計金額については検証中とのことであったが、体育館と市民会館の設計業務を同一業者が行ったことに関しての影響はあったのか」との質疑に対し、当局より、「体育館と市民会館の設計業務は、設計業者もJVで構成されている。代表者は同じだが、構成員としては横手の事情や県内の事情に詳しい業者に加え、体育館、市民会館のそれぞれの建物に詳しい代表者で構成している。今回の結果については、設計業者というよりは建物の特殊性が影響したものと捉えている」との答弁がありました。

また、「市民会館に関しては、もう1度公告をしていくとのことだが、いつまでに契約、着工をしなければならないという期限はあるのか」との質疑に対し、当局より、「現在、はっきりとした期日は設けてはいない。人材不足などの様々な条件はあるが、他の自治体の例を見ると、通常であれば1年9カ月か10カ月あればできる工事と捉えている。今はまだ完成期限まで2年以上残っているため、まだ期間は残っているという感触は抱いている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。